

豊橋市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された豊橋市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和4年12月5日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

第1 監査の請求

令和4年10月7日付けで、次のとおり監査の請求があった。

豊橋市職員措置請求書

1 請求の要旨

豊橋市長浅井由崇は、2021（令和3）年10月10日（日）午前宗教法人である立正佼成会の豊橋教会にて、同教会の60周年記念式典に出席した。同宗教法人の関連サイト「佼成新聞DIGITAL」によると、浅井市長はその場で祝辞も述べられた。この出席は、豊橋市の職員を同行させ、公用車を用いた公務としての行為（以下、当該行為）であることを、令和4年9月の豊橋市議会の答弁にて確認している。

豊橋市長の当該行為は、政教分離原則（憲法20条1項、3項、89条）に違反し違憲である。

当該行為は、特定の宗教活動を賛同・祝賀する意義・目的を有しており、かつ、特定の宗教に対する援助、助長、促進になる効果を有するものであったといえる。従って、豊橋市長浅井由崇による当該行為は、憲法20条第3項の禁止する宗教的活動に当たり、地方公共団体の適法な事務には含まれず、違法である。

2 求める措置

監査委員は、当該行為に伴う豊橋市の公金支出相当額を、浅井由崇氏が豊橋市に対し支払うよう請求することを、豊橋市の執行機関に勧告することを求める。

3 請求人

団体所在地、団体名省略

4 事実を証する書面

- 1 豊橋市サイトより「市長の動き」（令和3年10月実績のうち、10月10日を含む頁）
- 2 「佼成新聞DIGITAL」2021年10月14日ニュース「秩父、豊橋の両教会で周年記念式典」

- 3 令和3年度豊橋市一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書 p 122-123
- 4 令和3年度豊橋市一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書 p 128-129
- 5 東愛知新聞2021（令和3）年10月10日「知事・副知事・県議会正副議長・市長・町長・村長・市議会議長の予定」
- 6 東日新聞2021（令和3）年10月10日「首長の1日」

第2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

4 豊監査第40-5号

令和4年12月5日

請求人 あて

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

豊橋市職員措置請求について（通知）

令和4年10月7日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

記

1 請求の受理

本請求は、令和4年10月17日に受理した。

2 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、豊橋市長浅井由崇（以下「豊橋市長」という。）が令和3年10月10日（日）に立正佼成会豊橋教会60周年記念式典（以下「本件式典」という。）に、公用車を用いた公務として豊橋市（以下「市」という。）の職員を同行させて出席した行為に関し、市当局から提出された書類について調査をし、及び市の関係職員（以下「関係職員」という。）からの事情聴取を実施した。

(1) 監査対象事項

豊橋市職員措置請求書及び請求人の陳述内容を勘案した結果、請求の要旨を次のように解して監査を実施した。

豊橋市長が、本件式典に出席し、祝辞を述べた行為に関して支出された公金が違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか、具体的には、本件式典に出席し、祝辞を述べる行為は、憲法の禁止する「宗教的活動」（憲法第20条第3項）に該当し、これに関する公金の支出が違法又は不当であるか否かを監査の対象とした。

(2) 監査対象部局

企画部秘書課及び財務部資産経営課

(3) 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき令和4年11月1日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、本件請求に係る補足説明がなされたが、新たな証拠を提出することはなかった。また、求める措置として市の損害額の特定がなされていないが、監査委員が監査を通して特定してほしいとの請求人の考えを確認した。

(4) 事情を聴取した関係職員

令和4年11月1日に次の関係職員に対し、監査対象事項について事情聴取を行った。

- ・企画部秘書課長
- ・企画部秘書課主幹

3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

(結論) 本件請求は、これを棄却する。

以下に、その理由を述べる。

(1) 事実確認について

本件請求について、次のとおり事実を確認した。

ア 本件式典開催までの経過について

令和2年2月、立正佼成会豊橋教会から文書にて、同年4月26日開催に係る記念式典の出席依頼があり、式典の内容は、次のとおりとされていた。

「1 記念式典

日時 令和2年4月26日(日) 9時～11時

場所 アイプラザ豊橋

2 第二部

吉本お笑いライブ 12時30分終了予定」

令和2年3月、立正佼成会豊橋教会から文書にて、同年11月1日に記念式典を延期する旨の連絡があったが、同年11月1日に開催予定の式典も延期された。

令和3年7月、立正佼成会豊橋教会から文書にて、同年9月12日開催の記念式典への出席依頼があり、記念式典の内容は、次のとおりとされていた。

「日時 令和3年9月12日(日) 9時～11時(予定)

場所 立正佼成会豊橋教会

式典の内容(抜粋)

コロナウイルスの蔓延防止対策をとり、三密を避けた状態で式典を執り行う。

来賓参加者 浅井豊橋市長様お一人とさせていただく。ご祝辞を賜りたい。」

令和3年7月15日、企画部秘書課の職員は、立正佼成会豊橋教会宛て、出席する旨を回

答した。

なお、記念式典は、一旦は延期されたものの、同年10月10日、本件式典が開催された。

イ 「本件式典」の内容について

本件式典の内容は、式次第によると、次のとおりであった。

「日時 令和3年10月10日（日）午前9時開式

場所 立正佼成会豊橋教会道場

次第	・オープニング	・開式の辞	・お題目三唱
	・会員綱領	・会歌斉唱	・読経供養
	・啓白文奏上	・祝辞	・体験説法
	・講話	・DVD	・スマイルハッピーカプセルセレモニー
	・謝辞	・お題目三唱	・閉式の辞

また、令和3年7月の立正佼成会豊橋教会からの案内状によれば、式典は、約2時間の予定で行われ、部屋を分散して教会役員、元幹部代表の100名程度及びオンラインによる会員の参加が予定されていた。

ウ 豊橋市長は、本件式典に来賓として招かれ、同行した企画部秘書課の管理職である職員が運転する公用車で会場に行き、祝辞を述べた。

エ 本件式典の開催趣旨

立正佼成会豊橋教会が発足60周年を祝うために開催した記念行事である。

オ 本件式典に豊橋市長が出席することは、市が発表する令和3年10月10日を含む「市長の動き」、東愛知新聞2021年（令和3年）10月10日付け「知事・副知事・県議会正副議長・市長・町長・村長・市議会議長の予定」及び東日新聞2021年（令和3年）10月10日付け「首長の1日」に記載されている。また、「佼成新聞DIGITAL」（2021年10月14日付け）により、本件式典において、読経供養、啓白文奏上、豊橋市長の祝辞、体験説法及び講話が行われ、式典の様子は会員にライブ配信されたとの記述を確認した。

カ 本件式典に出席して祝辞を述べた行為に係る公金支出相当額について

(ア) 市長の人件費

豊橋市長等の給与に関する条例第2条の規定によれば、市長の給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とするとあるため、本件式典への出席に伴い豊橋市長に支払われる手当はない。

(イ) 一般職の人件費

同行した職員は管理職であり、豊橋市職員の給与に関する条例第7条の2第3項の規定により時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給はない。

本件式典開催日は週休日に当たり、当日の週休日を後日に振替えている。

(ウ) 秘書事務費及び交際費

各種行事のお祝いに係る経費は、秘書事務費から支出することはなく、交際費から支出することとされており、交際費の令和3年9月及び10月分支出負担行為決裁書で確認したところ、本件式典において当該経費は支出していない。

(エ) 車両管理運転事務費

公用車の燃料費は、本件式典に公務として出席した場合と公務として出席しなかった場合との距離の比較で算出すると、秘書課作成算定根拠説明資料、Googleマップ、令和3年10月分市長車運転記録、ガソリン納品書、自動車燃料費揮発油並オクタン令和3年10月分支出負担行為兼支出命令書、歳出予算整理簿車両管理事務費燃料費及び自動車ルート検索アプリで確認したところ、約80円であった。

キ 監査対象事項に関して関係職員から事情聴取した内容は、以下のとおりである。

(ア) 本件式典出席について

a 豊橋市長と当該宗教学法人との関わりについて

豊橋市長が、市長就任後に立正佼成会豊橋教会を訪問したのは、本件式典への出席1度だけである。

b 本件式典に出席し祝辞を述べた意図など

当初は、令和2年4月26日にアイプラザ豊橋にて「1 記念式典、2 第二部吉本お笑いライブ」という内容で行われることが予定されており、市内に所在する団体が周年を祝うために開催する一般的な記念行事に来賓として招かれたとの認識の下、前市長が、社会的儀礼を尽くす目的で出席することとした。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による3回の延期の後、式典参加者や来賓の減員やそれに伴う会場の変更などを行った上で令和3年10月10日に開催されたが、当該変更は感染症対策のためであり、団体の発足60周年を祝う式典という当初の趣旨に変更はないと豊橋市長が判断し、本件式典へ出席するに至ったものである。

c 本件式典における豊橋市長の滞在時間について

豊橋市長の滞在時間については記録が残っていないが、本件式典当日は式典の開始からその場にいることが礼儀にかなうことであるとして、式典へは開始時刻の9時から出席し、退席については、立正佼成会豊橋教会に、次の日程（10時30分玉川校区市民館でのまちづくり懇談会）があるため祝辞が終了したら退席する旨を伝えてあったので、9時40分頃退席したと推定される。

d 豊橋市長の本件式典における祝辞の内容について

当日は祝辞の原稿を作成しておらず、また豊橋市長は日々多くの行事に出席し挨拶を行っているため、各行事における挨拶内容について個別具体的な記憶がなく、本件においても実際にどのような祝辞を述べたのか詳細に覚えていないが、団体や企業の周年記念行事に招かれた際には、当該団体、企業、創業者及び実績等をたたえ、今後

の発展を祈念する趣旨の祝辞を述べるのが通例であるため、当日もそのような一般的な内容の祝辞を述べたものと思うと聞いている。

(イ) 豊橋市長就任後の記念行事への出席状況について

豊橋市長就任以来、約20件の民間企業や団体が主催する周年記念事業に出席した。市は、地域における行政を総合的に実施する役割を担うものであり、社会的儀礼の範囲において各種団体等の行事に市長が出席することは、許容されるものであり、市内の団体や企業から各種行事への出席依頼があった場合は、可能な限り出席することとしている。

(2) 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査対象事項について、監査委員は、次のとおり判断した。

ア 本件式典に出席して祝辞を述べる行為は、憲法の禁止する「宗教的活動」（憲法第20条第3項）に該当するか。

最高裁昭和52年7月13日大法廷判決によれば、憲法第20条第1項及び第3項並びに第89条は、いわゆる政教分離の原則を規定しているところ、政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであり、よって、憲法第20条第3項にいう「宗教的活動」とは、国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いが上記にいう相当とされる限度を超えるもの、すなわち、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきであるとされ、ある行為が「宗教的活動」に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断しなければならないとされている。

したがって、本件監査に当たっても、この判断枠組みにより検討する。

(ア) はじめに、豊橋市長が本件式典に出席して祝辞を述べた行為の外形側面、かかわり合いの程度について検討するに、前記事実確認から、立正佼成会は宗教法人であり、式典が行われた場所は、立正佼成会豊橋教会道場という宗教施設で開催されたものである。また、式次第及び「佼成新聞DIGITAL」（2021年10月14日付け）の内容を踏まえると、読経供養、啓白文奏上等も行われている。

したがって、豊橋市長が本件式典に出席して祝辞を述べた行為は、特定の宗教とのかかわり合いを有するものであることは否定できない。

もっとも、本件式典において豊橋市長が行った行為は祝辞を述べる行為のみであり、自ら宗教的儀式を行っているものではなく、その関与の度合いは、地方公共団体が宗教的儀式の側面を有する地鎮祭を自ら主宰する場合や玉串料等を奉納する場合と比較して、受動的なものと評価することができる。

(イ) 次に、豊橋市長が本件式典に出席して祝辞を述べた行為に対する一般人の宗教的評価について検討するに、この点につき、請求人は、豊橋市長が立正佼成会豊橋教会の宗教活動（本件式典）に賛同、祝賀する趣旨を表明したものであり、これに対する一般人の宗教的評価としても、同教会の宗教活動に賛同、祝賀する趣旨の行為であると理解し、市が、本件式典を賛同、祝賀しているとの印象を抱くのが通常であると解されると主張する。

しかしながら、豊橋市長は、本件式典以外にも、就任以来、民間企業や団体の主催する周年記念事業にも参加している事実が認められるのであって、本件式典においても、当該周年記念事業と同様の行事的側面も有していることは否定できず、豊橋市長が、市内に所在する立正佼成会豊橋教会から案内を受けて本件式典に出席し祝辞を述べた行為について、直ちに一般人が豊橋市長の当該行為に、宗教的意義を認めるものとは考え難く、民間企業や団体の主催する周年記念事業と同様、周年について祝意を表すための社会的儀礼の一つとして受け止めたと考えることができる。

(ウ) また、豊橋市長が本件式典に出席して祝辞を述べた行為に関する、豊橋市長の宗教的意図、目的及び宗教的意識について検討するに、この点につき、請求人は、本件式典の主催、会場、式典名称からも豊橋市長は、主観的にも本件式典を賛同、祝賀する目的があったと推認され、ひいては当該行為が、宗教的意義・効果を持つことを十分に認識、了知して行動したと認めるのが相当であると主張する。

確かに、式次第及び「佼成新聞DIGITAL」（2021年10月14日付け）の内容を踏まえると、宗教的儀式である啓白文奏上の後、豊橋市長が祝辞を述べたものであることが推認されるが、関係職員の説明では、式典の開始からその場にいることが礼儀にかなうことであるとして開始時刻の9時から出席したものであり、また、当日は10時30分から別の予定が入っており、祝辞を述べた後に体験説法や講話などの儀式には参加せず退席したとのことである。この説明に不自然不合理な点は認められない。そして、この祝辞の内容については、関係職員が豊橋市長に聞いたところによると、実際にどのような祝辞を述べたのか詳細に覚えていないが、団体や企業の周年記念行事に招かれた際には、社会的儀礼の範囲で祝辞を述べるのが通例であるため、当日もそのような一般的な内容の祝辞を述べたものと思うとのことであり、また、市内に所在する団体が周年を祝うために開催する一般的な記念行事に来賓として招かれたとの認識の下、社会的儀礼を尽くす目的で出席することとしたとのことである。この点について、社会的儀礼を尽くす以上に本件式典における祝辞の内容を他の民間企業や団体の記念式典における祝辞の内容と殊更区別して、援助、助長及び促進するような祝辞を述べたと認めるに足りる証拠は認められない。

これらの事情を勘案すると、豊橋市長において、本件式典に出席して祝辞を述べた行為に関し、その宗教的意図、目的及び宗教的意識があったとは認められない。

(エ) さらに、豊橋市長の本件式典に出席して祝辞を述べた行為の一般人に与える効果、影

響等について検討するに、この点につき、請求人は、豊橋市長が本件式典に出席して祝辞を述べた行為に関し、会員にライブ配信され、「佼成新聞DIGITAL」（2021年10月14日付け）での掲載や「市長の動き」等により市民等に広く知られることになり、特定の宗教団体である立正佼成会豊橋教会に対する援助、助長、促進となる効果を有したと主張する。

この点に関し、先に指摘したとおり、本件式典においても、周年記念事業と同様の行事的側面も有していることは否定できず、豊橋市長が本件式典に出席し祝辞を述べた行為については、民間企業や団体の主催する周年記念事業と同様、周年について祝意を表すための社会的儀礼の一つとして受け止めたと考えることができるのであり、一般人に対し、市と立正佼成会豊橋教会とが特別な結び付きを有するに至ったとの関心呼び起こすものであるとは認め難く、立正佼成会豊橋教会を援助、助長及び促進をする効果を有するものではないと認めるのが相当である。

(ウ) 加えて、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法第1条の2第1項）を踏まえると、立正佼成会豊橋教会で開催された本件式典に豊橋市長が出席して祝辞を述べる行為は、社会的儀礼の範囲内である限りにおいて、許容されるものと解され、本件においても、社会的儀礼の範囲内であると認めるのが相当である。

(エ) 以上の諸点を踏まえると、豊橋市長が本件式典に出席して祝辞を述べた行為は、立正佼成会豊橋教会から祝辞の依頼を受け、立正佼成会豊橋教会発足60周年に祝意を表す目的で行われたものであり、その目的において宗教的意義があるとはいえず、また、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為に当たるとは認められないから、憲法第20条第3項により禁止される宗教的活動には当たらない。

イ よって、本件式典に出席して祝辞を述べる行為は、憲法の禁止する「宗教的活動」（憲法第20条第3項）に該当しないため、これに関する公金の支出は適法かつ妥当である。

以上のことから、本件請求については理由がないと判断する。